

議案第 8 1 号

令和元年度羽曳野市と畜場特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度 羽曳野市と畜場特別会計補正予算（第1号）

令和元年度羽曳野市のと畜場特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

なお、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、平成31年度羽曳野市と畜場特別会計の予算全体における元号の表示について、「令和」に統一する。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

令和元年11月29日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

第 1 表 債 務

事 項
施設管理運営委託料（南食ミートセンター）

負 担 行 為

期 間	限 度 額
令和元年度～令和2年度	市と指定管理者の協定書に基づく指定管理料

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出

事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見込額）		当該年度以降の支出予定額	
		期 間	金 額	期 間	金 額
施設管理運営委託料 （南食ミートセンター）	市と指定管理者の協定書に基づく指定管理料			令和元～2年度	市と指定管理者の協定書に基づく指定管理料

額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

左 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国（府）支出金	地 方 債	そ の 他	
			市と指定管理者の協定書に基づく指定管理料